

関島社会保険労務士事務所便り

2019 年
5 月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
電話 : 03 - 3609 - 7668
HP : <http://www.srseki.info>



求人時に「受動喫煙防止策」明示義務

◆ソフトバンクの動向

ソフトバンク株式会社は、毎月 22 日を「禁煙の日」として禁煙を呼びかけていました。

4 月からはさらに、受動喫煙の防止や健康増進を目的に、就業時間中の喫煙を禁止することを発表しました。外出中も対象だとのこと。

まずは毎月最終金曜日（プレミアムフライデー）から実施し、10 月以降は毎週水曜日にも対象日に追加し、2020 年 4 月からは全面禁煙とするとのこと。

◆法令改正

厚生労働省は、職業安定法施行規則を改正し、企業に対して、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととしました。禁煙場所が「敷地内」なのか「屋内」なのかどうかや、喫煙室の有無などについて明記することを想定しているとのこと。

昨年成立した改正健康増進法（多くの人が集まる建物内を罰則付きで原則禁煙とする）が全面施行される 2020 年 4 月から適用されます。

求人時には賃金や労働時間などの労働条件のほかに、受動喫煙対策も明示しなければならないこととなります。

◆企業の対応は

JT（日本たばこ）の調査によると、全年齢層において喫煙率は減少傾向にあり、男性の平均で 3 割以下、女性では 8.7%にまで低下しています（平成 30 年度）。タバコが要因となった訴訟も度々起きており、ハラスメントに敏感な社会の風潮もあります。

就業時間中に喫煙のために離席した時間分の賃金を控除するというような思い切った会社もあるようですが、現実的には、職場の禁煙化・受動喫煙対策はソフトバンクのように徐々に進めることになるでしょう。

受動喫煙防止対策を推進することを目的として、中小企業事業主が喫煙室の設置等をする場合に受給できる助成金などもあります。飲食店でも、禁煙化したことによる売上への影響は「特に変化がなかった」が 60%以上、「売上増」が 12%との調査結果（クックビズ株式会社）がありますから、職場の全面禁煙化などを行うための社会的環境は整ったといえるでしょう。



「国民年金保険料の産前産後期間免除制度」

出産日が2月1日以降が対象

◆国民年金第1号被保険者が対象

4月から国民年金第1号被保険者の産前産後期間（出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間）の保険料が免除される制度が施行されました。

これまで、厚生年金加入者には産前産後期間の保険料免除が認められていましたが、自営業等の国民年金第1号被保険者も免除されることになりました。平成31年2月1日以降に妊娠85日（4カ月）以上の出産（死産、流産、早産も含む）をした人が保険料免除の対象となります。

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料が免除となります。

◆施行日前の取扱い

この制度の施行日は平成31年4月のため、出産日が施行日前の場合でも4月1日以降に書類を提出することになりますが、出産日を基準として産前産後期間が決定されるため、2月に出産した場合は4月分のみの保険料が免除、3月に出産した場合は4月、5月分の保険料が免除となり、4カ

月分の保険料が免除されるのは5月出産予定の場合からとなります。

◆書類の申請時期・提出先

産前産後期間の免除の申請は、出産予定日の6カ月前から国民年金被保険者関係届書（申出書）の提出が可能で、提出先は住所登録をしている市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。

また、出産前に書類を提出する場合には、母子手帳等が必要です。出産後に提出する場合は、市区町村で出産日等が確認できる場合は不要ですが、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要となります。

◆その他の留意点

産前産後期間の免除が認められた期間は、将来、年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。なお、付加保険料は免除期間中でも納付することができます。また、国民年金保険料は月額16,410円ですが、保険料を前納している場合は、期間中の保険料は還付されます。

○免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後免除期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

○対象者

産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者の期間を有する方

※出産日が平成31年2月1日以降の方が対象となります。

○届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

○届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

「ブラック企業？」 「ホワイト企業？」

就活生の判断基準

◆調査の概要

人手不足による売り手市場が続くなか、株式会社 DISCO が、今年入社を迎えた卒業生（2019年卒、以下「19年卒」と、就職活動を始めたばかりの学生（2020年卒、以下「20年卒」と）それぞれに、「ブラック企業」と「ホワイト企業」についての意識調査を行いました（調査期間：2019年2月8日～14日）。

※19年卒の回答者数：750人

※20年卒の回答者数：750人

◆「ブラック企業」と「ホワイト企業」

調査結果として、まず「ブラック企業を気にした（している）」という学生は、19年卒85.6%、20年卒91.1%と9割近いのに対し、「ホワイト企業を気にした（している）」という学生はそれぞれ半数程度となっています。

「ブラック企業」だと思ふ条件としては、「残業代が支払われない」が最多の8割（19年卒77.9%、20年卒78.0%）、次いで「給与が低すぎる」が約7割（19年卒70.9%、20年卒70.1%）で、「労働条件が過酷である」、「残業が多い」、「セクハラ、パワハラがある」、「有給休暇を取りづらい風土がある」等、それぞれ6割以上に上ります。

また、ホワイト企業を気にする就活生は半数程でしたが、「ホワイト企業かどうか」を調べ

た学生は、19年卒は56.0%、20年卒は61.3%で、「ホワイト企業だと思ふ条件」として、「有給休暇を取りやすい風土がある」が最多で、「福利厚生が充実している」、「離職率が低い」、「残業が少ない」、「残業代が満額支払われる」と続きます。

◆「ブラック企業」の調べ方と入社後の対応

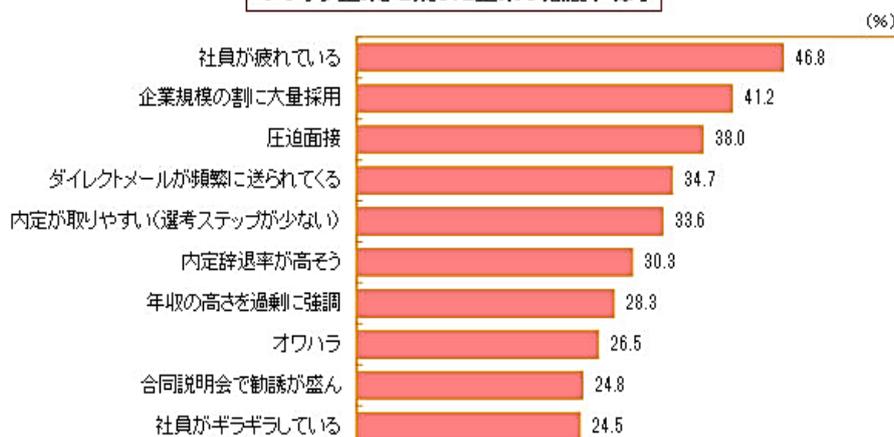
就職活動で「ブラック企業かどうか」を調べた（調べている）学生は、19年卒82.1%、20年卒79.7%に上ります。調べ方で最も多かったのがそれぞれ、「クチコミサイト」約9割で、次いで「就職情報サイトで企業情報（募集要項等）を確認」が約5割でした。

また、入社後に「ブラック企業」だとわかった場合、「すぐに辞める」はそれぞれ1割程度ですが、「1年は様子を見る」はそれぞれ4人に1人、「半年以内に見切りをつける」という回答はそれぞれ過半数に達しています。

一方で、ブラック企業でも働き続けられる条件として、「給与・報酬が高いなら」がそれぞれ約7割、「職場の人間関係が良いなら」がそれぞれ約6割を占めています。

以上のことから、最近の就活生の企業選びのポイントは、「ブラック企業」を強く意識し、「働きやすさ」を求める傾向にあることがわかります。

「ブラック企業」を疑った企業の態度や様子



●2,802 事業所で違法残業

厚生労働省の発表によると、昨年 11 月に実施した過重労働が疑われる事業所に対する監督指導において、対象となった 8,494 事業所のうち 2,802 事業所（33%）で違法残業が確認され、是正勧告されたことが明らかになった。月 100 時間超の時間外労働は 868 カ所（うち 34 カ所で月 200 時間超）、賃金未払いは 463 カ所、従業員の健康障害防止措置未実施は 948 カ所あった。（4 月 26 日）

●個人データ 企業に利用停止義務

政府の個人情報保護委員会は、個人情報保護法見直しの中間報告書を公表した。巨大 IT 企業などが収集する個人データについて、個人が利用の停止を求めた場合、企業に原則応じるよう義務づけることを検討し、来年の通常国会での法案提出を目指す。法改正が実現すれば、インターネットの閲覧履歴などから自分の趣味嗜好を企業に把握されるのを止められるようになる。（4 月 26 日）

●パワハラ対策法案が衆議院通過

企業に職場のパワーハラスメント防止を義務付ける労働施策総合推進法等の改正法案が、25 日の衆議院本会議で可決された。改正案では、パワハラを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動」などと明記するとともに、相談窓口の設置や、パワハラをした社員の処分内容を就業規則に設けることなどを企業に義務付ける。2020 年 4 月にも施行される見込み。（4 月 26 日）

●70 歳以上の厚生年金加入義務検討

厚生労働省は、厚生年金の加入期間を延長し、一定以上の収入がある場合、70 歳以上も加入して保険料支払いを義務付ける検討に入る。6 月をめどに加入期間を延長した場合の年金額の

変化を試算した結果を公表し、本格的な議論に入る。併せてパートタイム労働者等の適用拡大のさらなる拡大も検討を進めており、今秋結論をまとめる。（4 月 16 日）

●総人口 8 年連続減 70 歳以上初の 2 割超

総務省が発表した昨年 10 月 1 日時点の人口推計によると、総人口は前年より約 26 万 3,000 人減の 1 億 2,644 万 3,000 人で、8 年連続の減少となった。このうち 70 歳以上は 2,621 万人で、総人口に占める割合が初めて 2 割を超えた。（4 月 13 日）

●住民票に旧姓記載が可能に

政府は、住民票などに旧姓を併記できるようにする住民基本台帳法施行令の改正を決定した。希望する人は、11 月 5 日以降に住んでいる市区町村の窓口で、旧姓が書かれた戸籍謄本を提出して請求すると、同日以降に交付される住民票から、旧姓が記載される。住民票とマイナンバーの両方に、同時に旧姓が記載される。女性活躍を推進する観点から、結婚後も通称として旧姓を使い続けやすくする狙いがある。（4 月 12 日）

●障害年金支給停止処分に「違法」判決

未成年で 1 型糖尿病を発症し、障害等級 2 級と認定された男女 9 人が、支給停止処分の取消しを求めていた訴訟で、大阪地裁は 11 日、認定基準が非常に抽象的で、処分通知書には障害等級が 2 級に該当しないと結論しか記されていないと判断し、不利益処分の具体的な理由を明らかにしなかった国の対応は行政手続法違反として取り消す判決をした。（4 月 11 日）

